

## <<協会規程の改定について>>

平成30年度第3回理事会で、以下の協会規程の改定が承認されましたのでお知らせいたします。

(今回変更された箇所は、以下の黄色のマーカー部分です)

### 1. 「4-3 理事および監事の選任に関する覚書」、「4-4 会長等役員選定内規」の一部改定

規程 4-3 第5条（理事と監事の任期）は、今後起こりうる変化に対応できるようにするため、規程 4-3 第5条2項を「会長の任期は、原則2期4年とする。」第5条3項を「副会長の任期は、原則4期8年とする。」との改定案の説明があり、原案通り承認された。なお、会長・副会長の選任は全て理事会の了承事項である。同様の内容が記載されている規程 4-4 会長等役員選定内規も改定が承認された。

、委員長などで余人をもって変えがたい人材の任期の柔軟化について議論して欲しいという意見があり、次回理事会で審議する方向で了承された。

#### 協会規程「4-3 理事および監事の選任に関する覚書」

(改訂後) 第5条 理事及び監事の任期は、定款に定めるとおりとする。但し、再任を妨げない。

2. 会長の任期は、原則2期4年とする。
3. 副会長の任期は、原則4期8年とする。

#### 協会規程「4-4 会長等役員選定内規」

(改定後) 第6条 会長の任期は、別に定める「理事及び監事の選任に関する覚書」による。

2. 副会長の任期は、別に定める「理事及び監事の選任に関する覚書」による。

### 2. 協会規程「10-1 技術情報交流懇話会規約」の一部改定

現行協会規程 10-1 技術情報交流懇話会の記述に実態と合わなくなっている部分があるので、実態にあわせて内容に変更するとともに、山田会長の提案による当番会社は6名まで懇話会要員を増員する案が説明され、原案通り承認された。

#### 協会規程「10-1 技術情報交流懇話会規約」の一部改定

(改定後) 6-4. 協会のゲストとして招待した方々、および当番幹事会社ならびに担当理事が協会活動のPRなどのために入会勧誘活動の一環として非会員を招待する場合の参加費を協会が負担する。  
当番幹事会社の参加者のうち、6名迄を懇話会要員とし、その参加費を協会が負担する。なお、担当理事の承認を得て、懇話会要員を増やすことができる。

### 3. 協会規程「12-1 就業規則」および「12-2 定年退職者に関する内規」の一部改定

高齢者雇用安定法の改正に則り、65歳までの継続雇用制度導入に対応した就業規則への改定案の説明がされ、原案通り承認された。

## 協会規程「12-1 就業規則」の一部改定

(改定後) 第 12 条 (定年退職)

従業員の定年は満 60 才とし、定年に達した日の翌日をもって退職とする。

- 2) 前項の規定にかかわらず本人が希望する場合は、定年に達した後も、満 65 才に達する日まで、1 年毎の契約により雇用する。また、満 65 才以上においても、勤務の継続を委嘱することがある。ただし、満 70 才を限度とする。

## 「12-2 定年退職者に関する内規」の一部改定

(改定後) 1. 常勤勤務者の月額給与は執務能力に応じて別に定める。

ただし、満 65 才以上については原則として給与据置とする。

## 4. 協会規程「13-11 国内出張旅費規程 (2)」の一部改定

協会職員は 2018 年 4 月 1 日より宿泊費の実費精算に改定した。会長、副会長、顧問、参与、個人会員の国内出張旅費規程 (2) も、宿泊と交通費は「会員旅費精算書」に基く実費請求、実費支給とする案の説明があった。また、改訂日は承認された日とするが、周知期間が必要なため、実施日は来年 2019 年 4 月 1 日としたい旨説明があった。審議の結果、原案通り承認された。

## 協会規程「13-11 国内出張旅費規程 (2)」の一部改定

(改定後) 第 2 章 出 張

(交通費)

第 4 条 交通費は「会員旅費精算書」により、実費請求し支給する。

2. 列車、航空機、船舶等は目的地までの適正な交通機関の料金（列車は普通車、航空機はエコノミークラス、船舶は 2 等）とする。
3. 航空機あるいはタクシーを使用した場合は、領収証を添え、「会員旅費精算書」を提出するものとする。

(宿泊費)

第 5 条 宿泊費は、原則 1 泊につき会長は 15,000 円、会長以外は 1 泊につき 12,000 円を限度とし、実費を支給する。領収証の提出が無い場合は、限度額の 1/2（源泉徴収後）を支給する。

(出張手当)

第 6 条 出張手当は、会長は 1 日につき 4,500 円（源泉徴収後）を、会長以外は 1 日につき 4,000 円（源泉徴収後）を支給する。

2. 終着駅（自宅最寄駅）着が 22 時を越す場合、手当として 3,000 円（源泉徴収後）を支給する。また、始発駅（自宅最寄駅）発が 7 時以前の場合は、手当として 2,000 円（源泉徴収後）を支給する。

以上